令和２年１１月４日

保護者各位

福津市立　福間中学校
校　長　竹 原　　誠

防寒着・防寒具の使用について（お知らせ）

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察致します。
さて、防寒着・防寒具の使用を下記の要領で許可致します。ご家庭でもご指導、よろしくお願い致します。

記

１．着用可能期間　　令和２年１１月５日（木）～令和３年３月３１日（水）

２．規　定

（１）防寒着とは以下のものをさす。
①コート類、ジャンバー類
②部活動でそろえたウインドブレーカー・グランドコート
③カーディガン

（２）防寒具とは以下のものをさす。
①手袋　②マフラー　③ネックウォーマー
④タイツ　⑤使い捨てカイロ

（３）防寒着の色
黒・紺・グレー・キャメルを基調としたもの。
※部活動でそろえたウインドブレーカー・グランドコートは上記以外の色も可

（４）着用できるのは登下校時のみとする。ただし、女子のカーディガン・タイツについては校舎内でも着用可とする。
※式典等では許可しない場合もあります

（５）トレーナー等については、学生服・セーラー服の下に着用するものとし、袖口・すそ・襟から出てないようにすること。。

（６）防寒着は冬服の上から着用すること。

３．その他

（１）防寒着全般にわたって高価な物・華美な物は避けること。
（２）判断に迷う時は、購入する前に学級担任を通して生徒指導部に確認すること。

本件担当
生徒指導担当主幹教諭
町　田　達　平